

事 務 連 絡
平成25年11月8日

都道府県
各 指定都市 民生主管部生活保護担当課保護担当係長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課保護係長

生活保護法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認する
ために使用する扶養照会書等について

平素は生活保護行政の推進にあたりご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、「生活保護法施行細則準則について（平成12年3月31日社援第871号）」（以下「局長通知」という。）の別紙「生活保護法施行細則」準則第9条に規定する様式第22号に準じて、各地方自治体において扶養義務者の扶養の可否を確認するために使用する扶養届書等の様式（以下「扶養照会書等」という。）を定めて頂いているところです。

今般、一部の地方自治体で使用されている扶養照会書等において、照会される扶養義務者に対して、扶養義務が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれのある表現が使われていることが判明いたしました。

つきましては、下記の点に留意のうえ、速やかに扶養照会書等について確認し、必要な対応を行って頂くよう管内福祉事務所への周知徹底をよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 今般判明した事例では、扶養照会書等のうち、扶養義務者に対する依頼文書において「この保護に当たっては、民法に定める扶養義務者の扶養（援助）を優先的に受けることが前提となっています」との表記がされ、生活保護において扶養義務が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれがある表現となっていた。
そのため、扶養照会書等において同様の表現をしている場合は、局長通知様式第22号の「生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされており」等との表現に改めること。
- 2 上記1により、扶養照会書等について改善を図る必要がある場合であって、システム上の改善に時間を要する場合には、別途システムによらない対応により、可及的速やかに改善を図ること。
- 3 保護のしおり等生活保護の扶養義務に関して説明した文言を掲載した文書についても、同様の表記が使用されていないかを併せて確認すること。